

名古屋港管理組合公報

平成25年12月13日

(金曜日)

第 529 号

目 次

○平成26年度及び平成27年度の船舶製造の競争入札に参加する者の資格審査申請 1

告 示

名古屋港管理組合告示第31号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成26年度及び平成27年度において名古屋港管理組合が発注する船舶の製造の請負の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請について、次のように定める。

平成25年12月13日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- 3 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 4 名古屋港管理組合が指定する国税、都道府県税及び市町村税が未納である者

第2 船舶の製造の請負契約についての競争入札参加者の資格

船舶の製造の請負契約についての競争入札に参加することができる者は、次に定める資格審査項目により審査して行う。

1 資格審査の項目

- (1) 経営規模
- (2) 経営状況
- (3) 技術職員数
- (4) 営業年数

2 入札参加資格審査申請書の添付書類

- (1) 登録又は許可等を証明した書面
- (2) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 使用印鑑届
- (6) 代表者身分（元）証明書
- (7) 委任状
- (8) 技術職員名簿
- (9) 船舶の製造経歴書
- (10) 財務諸表
- (11) 入札参加資格審査申請書受付証

第3 入札参加資格審査申請書の提出時期、方法等

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書を平成26年1月20日（月）から同年2月3日（月）までに、建設部管理課工事契約係に提出しなければならない。

第4 資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、平成26年4月1日（火））から平成28年3月31日（木）までとする。ただし、平成28年4月1日（金）以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

第5 資格の取消し

競争入札の参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者
 - 6 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 第6 その他
- 1 平成26年度及び平成27年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。
 - 2 詳細について名古屋港のホームページ（<http://www.port-of-nagoya.jp/>）に掲載する。